

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで
結婚するまでは親が実家で私の国民年金保険料を納付しており、結婚後は私が集金人に納付した。
時期は忘れたが、市の職員から「年金は25年納付しないと受けられない。」との説明を受け、納付してなかった期間の保険料は、夫がまとめて納付した。私は全期間納付していたと信じている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和56年6月からは付加保険料を併せて納付するなど、納付意識が高かったものと推認される。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間直前の昭和37年10月から47年9月までの国民年金保険料は49年12月24日に特例納付されていることが確認でき、この時点で、過年度保険料となる申立期間の国民年金保険料についても、特例納付に係る納付書と併せて納付書が発行され、これを納付することが可能であったにもかかわらず、10万円を超える金額を一括して納付するほど経済的に余裕のあった申立人が、申立期間に係る国民年金保険料3,300円を過年度納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで
申立期間当時は自営業（割烹店）を営んでおり、口座振替により国民年金保険料を納付していた。
経営は順調であったので、保険料の免除申請を行ったことは無く、申立期間が免除期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、平成2年3月までの国民年金保険料をすべて納付している上、納付年月日の確認できる期間の保険料は、納付期限内に納付しており、また、昭和59年4月からは前納により納付するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、平成2年4月から60歳までの国民年金保険料を納付していないところ、申立人が居住する市においては、加入可能年数（満額の年金を受けるために必要な国民年金保険料の納付済年数）を満たして保険料を納付している被保険者についてのみ、それ以後の保険料を納付させていなかったことが確認でき、申立人は、同年3月時点で、申立期間を含め加入可能年数である29年間の保険料をすべて納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで
申立期間当時は自営業（割烹店）を営んでおり、口座振替により国民年金保険料を納付していた。
経営は順調であったので、保険料の免除申請を行ったことは無く、申立期間が免除期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、平成2年3月までの国民年金保険料をすべて納付している上、納付年月日の確認できる期間の保険料は、納付期限内に納付しており、また、昭和59年4月からは前納により納付するなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、平成2年4月から60歳までの国民年金保険料を納付していないところ、申立人が居住する市においては、加入可能年数（満額の年金を受けるために必要な国民年金保険料の納付済期間）を満たして保険料を納付している被保険者についてのみ、それ以後の保険料を納付させていなかったことが確認でき、申立人は、同年3月時点で、申立期間を含め加入可能年数である29年間の保険料をすべて納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和22年6月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、150円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 6 月 1 日まで

昭和 21 年 2 月 19 日にA社B事業所に入社し、57 年 4 月 1 日まで、内部で配置替えはあったが、継続して同社で勤務していた。一度も辞めていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る人事記録及び厚生年金保険等級歴等を記載した資料から、申立人が同社B事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

また、申立人とほぼ同じ職種、同じ勤務形態で、申立人と同様の記録となっていた同僚2名は、平成元年ころに社会保険事務所に申出て記録が訂正されているところ、A社の当時の社会保険事務担当者は、「昭和 53 年から平成 2 年ころまでに、40 人から 50 人を超える従業員から年金の記録がおかしいという申出があり、当社が保管する人事記録、厚生年金保険等級歴等を記載した資料及び被保険者資格喪失届（控）などを社会保険事務所に持参し、そのうち、これらの資料から保険料控除が認められた約 9 割の従業員については、被保険者記録が訂正された。」と証言しており、申立人についても、これらの資料が存在している。

さらに、社会保険事務所の当時の担当者も、昭和 53 年から平成 2 年ころまでにA社の従業員に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正したことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、申立人がA社B事業所に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、150 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成16年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所の記録では、A事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成16年3月31日となっているが、実際に同事業所を退職したのは同年3月31日であり、資格喪失日は同年4月1日となるはずである。

平成16年3月の保険料も天引きされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された回答文書、給与勤怠支給控除一覧表、出勤簿、源泉徴収票及び雇用保険の記録により、申立人は、同事業所に平成16年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所から提出された給与勤怠支給控除一覧表及び平成16年2月の社会保険事務所の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って平成16年3月31日として届け出たため、同年3月の保険料を納付していないことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年4月30日）及び資格取得日（昭和47年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月30日から同年8月1日まで
A事業所の船員として、昭和47年2月22日から申立期間も継続してB丸に乗り組んでいた。
申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A事業所において昭和45年8月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、47年4月30日に同資格を喪失後、同年8月1日にA事業所において再度同資格を取得しており、同年4月から同年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人から提出された船員手帳の記載内容及びB丸の船長の証言により、申立人が昭和47年2月22日から同年8月3日までにA事業所に雇用される機関員としてB丸に乗り組み、継続して勤務していたことが確認できる。

また、B丸の船長からは、「船員保険料などの諸経費については、雇用先の船会社から雇用元であるA事業所に渡されていたと思う。」旨の供述がある上、A事業所に勤務していた複数の同僚は、「同じ船に乗り組んでいる途中で船員保険が切れることは考えられない。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間前後のA事業所に係る社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に全喪しており不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年4月から同年7月までの保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年3月まで
20歳になったとき、実家の母親から国民年金に任意加入するという内容の電話があった。
母親は既に死亡しており、詳細は不明であるが、母親が私の国民年金加入手続きを行い、保険料を納付したことを父親がはっきり憶えてくれているので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人及びその父親は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が居住していた市が保管する改製された原戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間を含む昭和55年4月から59年3月までの期間において、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行ったとする市に在住していなかったことが確認でき、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立てには不自然な点が見受けられる。

なお、申立期間当時、申立人の父親が確定申告業務を依頼していた税理士事務所が保管する昭和59年分の所得税の確定申告書に記載されている金額は、申立人の父親の健康保険料及び厚生年金保険料の合計金額と一致しており、申立人の国民年金保険料相当額は含まれていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 14 年 10 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 14 年 10 月まで
飲食店を経営していた昭和 63 年 4 月ころ、店の常連客に勧められ、社会保険事務所か市役所で国民年金保険料の免除申請の手続を行った。
その後、何の連絡も無かったことから、免除申請の手続は終了し、申立期間は免除期間とされているものと思っていた。
また、平成 6 年 12 月に結婚した後の行政上の各種手続は、すべて妻と一緒に行っていただけにもかかわらず、妻には 10 年 3 月以降に保険料の免除期間が存在し、私のみが未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 16 年 9 月に初めて国民年金の第 1 号被保険者となっていることが確認でき、申立人が国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとする昭和 63 年 4 月の時点では、申立期間は、国民年金に加入しておらず、保険料の免除申請を行ったとする申立内容は不自然であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、結婚後の行政上の手続はすべて妻が行っており、免除申請も夫婦同時に行っているはずであると主張しているが、申立人の妻が、申立人の国民年金保険料の免除申請をしたことをうかがわせる関連資料が無い上、結婚後の申立期間に係る免除手続等についての記憶が曖昧である。

さらに、申立人の国民年金の未加入期間は、申立期間を含め 229 か月と長期間である上、申立人が申立期間中に居住していた五つの市において、申立人が国民年金に加入し申立期間の国民年金保険料の免除申請の手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらず、これら五つの市において記録管理のミスが重なることは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年3月まで
会社を退職し、実家に帰ってきた昭和44年9月ころ、地区の集金人に勧められ、父が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。

一緒に納付していた両親の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付したとする父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立期間は67か月と比較的長期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年8月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和44年9月から48年6月まで）は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
昭和36年ころに町内会長に勧められ、市役所支所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、保険料については、毎月、妻が集金人に夫婦二人分の金額と国民年金手帳を渡し、納付していたにもかかわらず、申立期間について、未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年5月に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では申立期間の一部（昭和36年4月から38年3月まで）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和38年4月の時点では申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人が取り扱うことはできなかつたものと考えられ、申立期間の保険料を毎月集金人に納付していたとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで
昭和36年ころに町内会長に勧められ、市役所支所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、保険料については、毎月、集金人に夫婦二人分の金額と国民年金手帳を渡し、納付していたにもかかわらず、申立期間について、未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年5月に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦はこのころに国民年金に加入したと推認されるが、この時点では申立期間の一部（昭和36年4月から38年3月まで）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和38年4月の時点では申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人が取り扱うことはできなかつたものと考えられ、申立期間の保険料を毎月集金人に納付していたとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月 1 日から 38 年 10 月 26 日まで
姉から、将来のために脱退手当金はもらわないほうがいいと言われていたのでもらわなかった。会社から脱退手当金の説明を受けたこともなく、脱退手当金が支給されたとする時期は、子供が生まれて間もないころであり、受給できるような状況ではなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 1 月 10 日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給する意思はなかったというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 27 日から同年 8 月 1 日まで
昭和 39 年 4 月 1 日に A 事業所に入社して以来、平成 12 年 11 月 24 日まで同社に継続して勤務している。
申立期間においては、A 事業所 B 支店に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 事業所 B 支店に勤務していたことは、同事業所が提出した在籍証明書及び雇用保険の記録から確認できるが、社会保険庁の記録によると、同事業所 B 支店は、昭和 47 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間においては、適用事業所ではなかったものと認められる。

また、A 事業所 B 支店の当時の事務担当者は、「当時は社会保険事務に詳しい社員がおらず、社会保険事務所への手続が遅れた。健康保険と厚生年金保険には昭和 47 年 8 月に加入し、保険料は 9 月分の給与から控除し始めた記憶がある。」と証言しており、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、当時、申立人と同様に A 事業所の他の支店から同事業所 B 支店に転勤してきた 5 名についても、昭和 47 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、それ以前の数か月間は被保険者資格が無い。

このほか、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月15日から23年4月1日まで
申立期間において、A事業所が所有する船舶に乗船していた。船員手帳を保管しているで、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及びA事業所が保管する申立人に係る船員名簿から、申立人が申立期間に同事業所が所有する船舶に乗船していたことは確認できるが、同事業所が保管する昭和21年11月から22年4月までの給料支給表(写)には、保険料控除の記載が無く、申立期間のうち、22年1月から同年4月までの期間については、船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、A事業所が保管する船員保険被保険者資格取得届によれば、申立人は、昭和23年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が当時一緒に乗船していたと記憶している機関長についても、船員保険の加入記録が無いことから、申立人は、申立期間について船員保険の被保険者となっていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁が保管する船員保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿の中に、申立人の申立期間に係る被保険者記録は無く、申立人から聴取しても保険料控除について明確な記憶は無い。

このほか、申立人に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 31 日まで
昭和 44 年 4 月 1 日から 1 年間、A 事業所で臨時職員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、同事業所から提出された任用通達及び在職証明書並びに雇用保険の加入記録から確認できる。

しかしながら、当該事業所の当時の総務事務担当者は、「申立期間当時は、申立人と同じ職種の臨時職員を雇い始めたころであり、これら臨時職員については、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言しているところ、申立人と一緒に採用された申立人と同じ職種の同僚4名も厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立人についても、厚生年金保険に加入していなかったものと推認される。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に、申立人及びその同僚4名の記録は無く、健康保険被保険者番号の欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶が明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 11 月 30 日から 6 年 4 月 11 日まで
② 平成 6 年 5 月 31 日から同年 8 月 31 日まで

平成 5 年 11 月 30 日から 6 年 8 月 31 日まで A 事業所に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは、申立人の同事業所における具体的な業務、所在地等に関する供述及び当時の事業主の証言から推認できる。

しかしながら、A 事業所の当時の事務担当者は、「現場で仕事をしていた人については、採用してから数か月経過した後、健康保険や厚生年金保険の加入手続をしていたと思う。」と証言しており、現場作業での仕事であった申立人についても、同事業所は入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立期間当時、A 事業所で勤務していたとする上司 2 名及び当時の事業主は、「申立人が厚生年金保険に加入していたかどうか分からないし、申立人の厚生年金保険料を控除したかどうかについても資料が無く不明である。」と証言している上、上司 2 名のうちの 1 名からは、「申立人が仕事をしていた現場の工期は 5 か月くらいであったと思う。」との証言もあり、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

さらに、A 事業所は既に全喪している上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 35 年 12 月 18 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかし、脱退手当金を請求し受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 2 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和 50 年 7 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月10日から28年7月1日まで
申立期間において、A事業所に勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所に勤務していた従業員6人から聴取しても、申立人が申立期間当時勤務していたことをうかがわせる証言が得られない上、同事業所は既に全喪しており、申立人が申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和24年5月1日から25年5月10日までの記録は確認できるものの、申立期間において申立人の加入記録が無い上、健康保険被保険者番号の欠番も無く、申立人が一緒に入社したとする同僚についても同名簿の中に厚生年金保険被保険者としての記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月 5 日から 45 年 4 月 30 日まで
昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 4 月 30 日まで継続して A 事業所に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは、当時の事業主、同事業所が全喪した昭和 45 年 5 月まで勤務していたとする申立人の同僚 4 名の証言及び当該同僚のうち 1 名が所持する申立期間当時の写真から認められる。

しかしながら、前記の同僚 4 名のうち 2 名は、A 事業所における厚生年金保険の被保険者資格を同事業所が全喪する約 2 か月前の昭和 45 年 3 月 31 日に喪失し、別の同僚 1 名は申立人と同様に事業所が全喪する約 11 か月前の 44 年 6 月 5 日に喪失しているほか、残りの同僚 1 名については同事業所における厚生年金保険の加入記録が無く、申立人においても、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、A 事業所の元事業主は、「会社は既に全喪しており、当時の資料も無く、申立人の厚生年金保険料を控除したかどうか不明である。」と証言しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 1 日から 30 年 7 月 15 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が支給されているとのことだが、私は、脱退手当金を請求し、受け取った記憶が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 30 年 7 月 15 日の前後約 2 年以内に同資格を喪失し、厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上ある 32 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23 名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間当時、申立人と同じ事業所に勤務していた女性従業員は、「自分で脱退手当金の請求手続をした記憶は無いが、事務担当者を通じて受給した記憶がある。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録が記載されている上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 305(事案 216 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 23 日から同年 10 月 18 日まで
昭和 29 年 4 月 23 日から A 事業所に勤めていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

今回、新たな資料は無いが、申立期間当時一緒に働いていた同僚が見つかり、証言をしてくれるので改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは、申立人の当時の身分証明書及び同事業所に勤務していた当時の同僚の証言から推認できるが、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録が無く、同名簿の健康保険被保険者番号の欠番も無い上、当時の同僚及び同事業所の従業員の証言から、事業所は、入社後すぐに厚生年金保険の加入手続をしていなかったことがうかがえ、前記の同僚及び従業員の全員について、入社したとする時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日が相違していることから、申立人においても同様の取扱いとされていた可能性がうかがわれ、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立ての事業所に勤務していた新たな同僚から事実関係を確認してほしいと主張し、委員会では申立人から名前の挙がった当該同僚から証言を得たが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 32 年 2 月 28 日まで
昭和 31 年 1 月 20 日から 32 年 2 月末日まで A 事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 事業所に勤務していた同僚 8 名から聴取しても、申立人が、申立期間当時、同事業所に勤務していたことをうかがわせる証言が得られない上、同事業所は既に全喪しており、申立人が申立期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた事実を推認することができない。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間に係る申立人の加入記録は無く、健康保険被保険者番号の欠番も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人から聴取しても保険料控除の記憶が明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月から 33 年 7 月まで
申立期間当時、A事業所に勤務していた。

給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所（現在は、B事業所）に勤務していたことは、申立人の同事業所における具体的な業務内容の供述から推認できるが、申立人は同僚及び上司についての記憶が無い上、申立期間当時同事業所に勤務していた元従業員から聴取しても、申立人の勤務実態を確認できる証言を得ることはできない。

また、B事業所は、申立期間当時の資料等を保存しておらず、申立人が厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日から 16 年 3 月 1 日まで
申立期間当時、A事業所に勤務していた。

給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から確認できるが、B基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届によると、同事業所が申立人の同基金への加入員資格取得の届出を平成 16 年 3 月 1 日に行ったことが確認でき、このことは、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日に係る社会保険庁の記録と一致している。

また、A事業所の元事業主の妻及び事務担当者からは、「申立人はアルバイトとして採用された。当時は、採用後しばらくしてから社会保険の加入手続きをしていた。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料が免除されていることが確認できる上、申立人が居住する市の国民健康保険の加入記録から、申立人は申立期間を含む平成 14 年 2 月から 16 年 3 月まで同保険に加入していることが確認でき、申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、昭和 32 年 4 月に A 事業所に一緒に入社した同僚は、同年 9 月に厚生年金保険に加入したこととなっているにもかかわらず、私は、34 年 4 月に加入した記録となっており、納得できない。同僚と同じように申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していたことは、当時同事業所に勤務していた同僚の証言から推認できる。

しかしながら、申立期間当時の A 事業所における事務担当者は、「入社して 3 か月以上の見習い期間を経た後、正社員とし、厚生年金保険に加入させていた。」と証言しているところ、申立人と一緒に昭和 32 年 4 月に同事業所に入社した同僚 3 名及び申立期間当時に入社した従業員 2 名は、入社後 5 か月間ないし 21 か月間程度は厚生年金保険に加入していないことが確認でき、同事業所では、申立期間当時、入社後の見習い期間について、従業員により異なった取扱いがなされ、同期入社であっても厚生年金保険の加入手続を同時に行っていなかった可能性がうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間の前後において健康保険被保険者記号番号の欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶が明確ではない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 6 月 17 日まで
③ 昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 8 月 1 日まで

申立期間①については、インターン期間中だったが、A病院において午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで勤務していた。

申立期間②のうち約 1 か月間については、先輩医師の代診として、B病院に勤務し、入院外来を担当していた。また、それ以外の期間については、週 2 回、同期の医師 2 人とグループでC病院に勤務するとともに、D大学医学部でも入院患者を 2 人受け持っていた。

申立期間③のうち約 6 か月間については、代診としてB病院に勤務し、それ以外の期間については、申立期間②と同様にB病院及びC病院に勤務していたので、それぞれの申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A病院は、「申立期間当時の人事記録並びに健康保険厚生年金保険資格取得届及び資格喪失届の写しの中に申立人の氏名を確認することができない。申立期間当時は、インターン生を厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している上、申立人と一緒に勤務していたとする同期の医師も、同病院において厚生年金保険の加入記録が無いことから、当時、インターン生であった申立人を同病院が厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立期間②及び③については、B病院（現在は、E病院）は、「申立期間当時の採用名簿並びに健康保険厚生年金保険資格取得届及び資格喪失届の

写しの中に申立人の氏名を確認することができない。」、C病院は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる資料が無く、申立人が在籍していたことも確認できない。」、D大学（現在は、国立大学法人D大学）医学部は、「医学部附属病院も含めて確認したが、申立人との雇用関係は無かった。」とそれぞれ回答している上、C病院に勤務していたとする同僚医師2人及びD大学医学部の同僚7人も、申立期間②及び③において、それぞれの病院での厚生年金保険の加入記録が無い。さらに、申立人は「D大学医学部では、当初から給料をもらっていなかった。」と述べており、申立人がそれぞれの病院と厚生年金保険法上の使用関係が無かったために、厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人から聴取しても保険料控除の記憶が明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 15 日から 35 年 6 月 28 日まで
② 昭和 35 年 9 月 25 日から 37 年 10 月 25 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 29 日から 43 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 12 月 1 日から 45 年 7 月 14 日まで
⑤ 昭和 46 年 10 月 8 日から 48 年 2 月 25 日まで

申立期間①及び②においてはA事業所に、申立期間③においてはB事業所に、申立期間④においてはC事業所に、申立期間⑤においてはD事業所に勤務していたので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A事業所から提出された社会保険台帳、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の記録が、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録と一致する。

また、申立期間①については、A事業所において申立人と一緒に勤務していた同僚は、申立人と同様に昭和 35 年 6 月に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、「A事業所入社直前まで別の事業所に申立人と一緒に勤務しており、同事業所にも申立人と一緒に入社した。」と証言しており、当該期間について申立人が勤務していなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間②については、昭和 37 年 5 月ころにA事業所が別の場所に移転したことについて申立人は記憶していない上、当時の同僚から申立人が当該期間に勤務し、同事業所から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがえる証言を得ることができず、厚生年金保険に加入していたことを推認することができない。

- 2 申立期間③については、B事業所から提出された社会保険管理台帳に記載された申立人の入社日（昭和40年3月30日）及び退職日（昭和42年11月29日）の記録は社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致する上、申立人と一緒に勤務していたとする同僚から聴取しても申立期間の勤務をうかがわせる証言を得ることができない。
- 3 申立期間④については、社会保険事務所が保管するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間のうち昭和45年1月から同年2月まで、申立人が同事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるとともに、同事業所の社会保険管理台帳に記載された申立人の同事業所への入社した日及び退職した日の記録が社会保険事務所の記録と一致する上、同事業所の同僚は、「時期の特定はできないが、申立人がB事業所に短期間であったが二度目の勤務をしていた。」と証言しており、申立人が申立期間④において、C事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたことを推認することができない。

また、申立人は、「C事業所の勤務期間が、約1年間であった。」と述べており、このことは、社会保険事務所が保管するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の同事業所における厚生年金保険の加入記録（昭和45年7月14日被保険者資格取得、46年8月5日同資格喪失）と一致する。
- 4 申立期間⑤については、D事業所において申立人と一緒に勤務していたとする同僚の証言及び同事業所の当時の社長が当該期間中に行われた申立人の結婚式に出席したとする申立人の具体的な供述から、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、同事業所に当該期間当時の資料が無い上、同事業所の社会保険事務担当者も既に亡くなっているため、証言を得ることができず、申立人が厚生年金保険に加入していたことを推認することができない。

また、申立人は、昭和46年5月1日から現在まで継続して国民健康保険に加入していることが確認できる上、47年6月に結婚し、申立てに係る事業所とは別の事業所を退職した申立人の妻が被扶養者として健康保険に加入した事実も無く、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。
- 5 すべての申立期間について、社会保険事務所の保管する各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票に申立人の記録は無く、申立期間及びその前後に健康保険被保険者番号の欠番も無い。
- 6 このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料や周辺事情は無い上、申立人の給与額及び保険料控除についての記憶は曖昧である。
- 7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所の記録によると、昭和 41 年 11 月 21 日に A 事業所に入社し、45 年 2 月 1 日に同事業所を退職するまでの期間のうち、申立期間①においては B 事業所 C 出張所に、また、申立期間②においては D 事業所 E 出張所に出向した際の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①において B 事業所 C 出張所に、申立期間②において D 事業所 E 出張所に、それぞれ、勤務していたことは当時一緒に勤務していたとする同僚の証言から推認できる。

しかしながら、申立期間①については、A 事業所（現在は、F 事業所）から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（写し）によると、申立人は昭和 41 年 11 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42 年 4 月 1 日に同資格を喪失しており、この得喪記録は申立人の A 事業所における社会保険庁の記録と一致している上、F 事業所では、「当社から出向した場合、出向先において厚生年金保険に加入させていた。」と証言しており、申立人が出向した時点で出向元の同事業所が同資格を喪失させ、出向先の B 事業所が厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれるとともに、B 事業所は既に全喪しており、申立人が厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に、申立人の記録が無く、健康保険被保険者番号の欠番も無い。

申立期間②については、D事業所は既に全喪している上、当時の同事業所の事務担当者及び申立人と一緒に勤務していた同僚から聴取しても、申立人が厚生年金保険に加入していたとする証言を得ることができず、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

また、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。